

科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成25年5月17日現在

機関番号: 10101 研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2010~2012 課題番号:22530044

研究課題名(和文)わが国抵触法体系における絶対的強行法規の機能的・動態的分析

研究課題名 (英文) Functional Analysis on Overriding Mandatory Rules in the Sphere of

Japanese Conflict of Laws

研究代表者

嶋 拓哉 (SHIMA TAKUYA)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号:80377613

研究成果の概要(和文):絶対的強行法規の要件,消費者・労働契約の特別規定との異動,および公序則との関係等について,抵触法の視点から分析を行い,絶対的強行法規概念の明確化を図った。また,絶対的強行法規の適用メカニズムが,国際的適用意思の問題と地理的適用範囲の問題という2つの部分から構成される問題であると位置付けたうえで,前者が実質法的視点に拠るのに対して,後者が実質法と抵触法の協働という視点に拠るべきことを明らかにした。

研究成果の概要 (英文): This research, mainly from a viewpoint of conflict of laws, focuses on the requirements for overriding mandatory rules and their application, the differences between overriding mandatory rules and the conflict of laws rules special for consumer contracts/labor contracts, the relationship between overriding mandatory rules and public order clauses. And then, it concludes that the application mechanism of overriding mandatory rules should be divided into the following two parts; the one is whether an alleged overriding mandatory rule requests to apply itself irrespective of an applicable law selected by normal choice of law rules; the other is to what geographic extent an overriding mandatory rule could be applied. The former one deals with the rule's intent to apply itself to the relevant substantive legal issues, taking precedence over the applicable law. This part is categolised as a substantive laws matter, not as a conflict of laws one. On the other hand, the latter part is thought to be related to conflict of laws as well as substantive laws and therefore, it is important to discuss this part from a perspective of cooperation between substantive laws and conflict of laws.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010年度	900, 000	270, 000	1, 170, 000
2011年度	600,000	180, 000	780, 000
2012年度	600,000	180, 000	780, 000
年度			
年度			
総計	2, 100, 000	630, 000	2, 730, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:国際法学

キーワード: 国際私法, 絶対的強行法規の理論

1. 研究開始当初の背景

(1) 絶対的強行法規 (=介入規範) 概念は元来ドイツの学説を中心に発展してきたが、

欧州連合では、域内の抵触法統一を目指して、 契約債務の準拠法に関するローマ条約およ びローマⅠ規則、ローマⅡ規則を次々に制定

- し、これら統一法中に、絶対的強行法規概念に関する条項を設けるに至った。ドイツでは 従前より、絶対的強行法規概念を巡る研究成 果の蓄積が見られたが、これら統一法制定の 過程で、欧州連合全体においても絶対的強行 法規の意義、要件および機能等を巡って様々 な見解が示され、また当事者自治の原則、消 費者・労働契約の特別規定および公序則等と の関係についても活発な議論が展開される ことになった。
- (2) これに対し、わが国では、学説において絶対的強行法規概念を肯定する見解が有力であり、かかる見解を採用したと解し得る下級審裁判例も散見されるものの、他方において、法の適用に関する通則法の制定において、法の適用に関する通則法の制定におり明文化が見送られた経緯がある。また、ドイツ等における理論状況を紹介した論稿はて、多数存在するが、わが国抵触法体系に則して、多数存在するが、わが国抵触法体系に関して、時間ではなかの対し、当事者自治の原則、消費者・労働契約の特別規定および公序則等との関係に踏み込んだ議論の蓄積も十分ではなかった。
- (3) 以上のような背景の下で、本研究計画を立案するに至った。それ故に、本研究計画は、絶対的強行法規概念について先進的な研究が行われている欧州、特にドイツの裁判例、学説等を渉猟し、そこでの議論を参考にしたうえで、わが国抵触法体系に則して、絶対的強行法規概念の射程、要件、意義およびも的強行法規概念の射程、要件、意義およびも的強制を検証することと、同概念に関するものをしたの野心的な動機に基づくものが表がを対したがはないの紹介等により漠然と絶対的強力があった。本研究計画の狙いは、もはや海外の裁論の存在を肯定するに止まるのではなく、わが国の抵触法体系に則した形で、内在的かつ実質的な分析を展開することにあった。
- (4) また、本研究代表者は、これまで国際 金融取引を研究対象に据えてきたが、その中 で、金融経済活動のクロスボーダー化が進展 している現代において,経済秩序の維持を目 的とするわが国の法規範を如何に国際取引 にも適用し、自国が掲げる経済理念の維持・ 実現を果たしうるかという法的問題を解明 することの重要性に着眼するに至った。すな わち, 国家は様々な経済領域で自国秩序の維 持を目的とする法規を有するが、他方、国際 取引の準拠法決定には当事者自治の原則が 広範に妥当し, 私人による自由な法選択が認 められている。仮にわが国との内国牽連性が 強い取引について取引当事者が他国法を準 拠法に指定した場合に, 当該取引に対して経 済秩序の維持を目的とするわが国法規範の 一切が適用されないとすれば、それはわが国 の国家的経済政策の実現が, 取引当事者の意 思により恣意的に妨げられることを意味す

る。加えて、当事者自治の原則により私人が 国家的経済秩序から完全に解放されること を許容するとすれば、国民国家体制を基礎と する国際社会の基本的枠組みとの間で重大 かつ深刻な摩擦を生ぜしめる惧れがある。こ うした観点から、国際取引との関係において 国家的経済秩序の維持・貫徹を図るためにも、 絶対的強行法規概念の検証が肝要であると の着想に至ったものである。

2. 研究の目的

- (1) 本研究の目的は、絶対的強行法規概念について、ローマ条約、ローマI規則およびII規則等に代表される欧州連合の立法事例、ドイツ・スイス抵触法における学説と裁判例を渉猟しつつ、そこで得られた知見を踏まれて、わが国抵触を検討することにある。当まに、絶対的強行法規概念は従能しての競合と、治原則の制約法理として機能しての競合と、消費者・労働契約の特別規定となり、きた合と、治原則との異動等が議論の対象になりのもるとから、絶対的強行法規概念の動態的もそることが求められる。(2) より具体的に研究事項を列挙すると、次のとおりである。
- ① 第一に、欧州の立法例、裁判例および学説を渉猟し、これら海外における絶対的強行法規概念の射程および要件に関する議論を整理することである。欧州では、近時の立法や裁判例の動向を踏まえて、絶対的強行法規概念に関する新たな論点および見解の提示が試みられているが、本研究の過程においては、こうした海外の最新の研究成果を検証対象として網羅する。
- ② 第二に、絶対的強行法規の理論と消費者・労働契約の特別規定、公序則等との関係について海外の議論を踏まえつつ検証し、そこで得られた知見をもとに、絶対的強行法規の存在意義と機能的役割を分析する。消費者・労働契約の特別規定と絶対的強行法規の間には競合が生じうるが、その優先関係を抵触法上どのように整理するかが問われる。加えて、公序則と絶対的強行法規の異動を如何に整理するかも重要である。
- ③ 第三に、絶対的強行法規の連結政策(=特別連結)を検証する。絶対的強行法規の適用は特に、国際契約法の領域に焦点を絞って論じられる傾向があるが、これは契約準拠法に妥当する当事者自治の原則を制約する法理として、絶対的強行法規概念がクローズアップされているからに他ならない。もっとも、ドイツでは、実際には、国際家族法や国際領域においても、絶対的強行法規の適用が検討されてきた経緯がある。絶対的強行法規の適用に当たっては、通常連結に対比する形で、「特

別連結」の名称を冠することがあるが、この 特別連結のメカニズムについては十分な解 明が果たされているとは言いがたい。本研究 計画では、特別連結の具体的な分析を通じて、 絶対的強行法規が如何なるメカニズムの下 に、通常連結と別個に適用が図られるかを解 明することをも目的とする。

なお、上記の事項を研究するに当たっては、 特に金融法の領域を中心として、具体的事案 に則して、絶対的強行法規の抽出を行うほか、 必要に応じて第三国の絶対的強行法規の適 用問題も分析の対象に含める。こうした研究 作業を通じて、国際金融取引を巡る実務的な 諸問題への対応について、一定の方向性を提 示し、本研究の内容の実践的有用性を確保し たいと考える。

3. 研究の方法

本研究は、年度毎に、主要な研究事項を設定し、研究事項毎に、関連資料を収集・解読する形で分析を行い、その成果を各年度末から翌年度初にかけて公表する形で執り進めた。特に、最終年度(2012年度)には、本研究計画3年間の研究成果に基づき、わが国抵触法体系における絶対的強行法規概念の位置付けを総括する作業に取り組み、同概念の現代的意義と機能的役割に関する理論的論稿を取り纏めるに至った。

本研究の手法としては、主として、欧州連合(ローマ条約、ローマI規則、ローマII規則)、ドイツ(EGBGB)、スイス(IPRG)における立法資料、国内外の裁判例、書籍、雑誌論文(IPRax、WM、RIW、NJW等)の読解に基づく分析に依拠した。関連する書籍・雑誌論文は勿論、欧州連合の立法資料についても、日本国内において入手可能であったことから、特に海外出張等は計画せず、国内での資料収集と解読で事が足りたと考えている。

また,本研究は金融取引等の実践的な側面でも重要な意義を有すると位置付けられる。従って,本研究の遂行に当たり,他の研究者と理論面に関する情報・意見交換を行うほか,研究の実践的有用性を確保するため,弁護士や金融関係者等の実務家との間で金融実務に関する意見・情報交換を適宜行った。

4. 研究成果

- (1)絶対的強行法規の要件と射程
- ①絶対的強行法規性の要件

絶対的強行法規については、その適用が「特別連結」という形態に拠るとはいえ、抵触法上の連結に委ねられる以上、飽くまで私法的法律関係に関する法規範としての性格を有することが求められる。加えて、絶対的強行法規が通常の準拠法決定ルートに拠らず特別連結という例外的なルートを通じて

適用されるとの見解に依拠する以上,絶対的 強行法規の適用に当たり,総じて抑制的な姿 勢で臨むことが求められる。すなわち,一般 的な見解によれば,絶対的強行法規はその規 範の目的が公益の実現に求められる場合に 限定される。

従って、絶対的強行法規性を肯定するための要件は、 ②問題となる法規範が何らかの私法的効力を発生させること、 ③法規範が国際的な適用意思(international Geltungswille)を有すること、の 2 点に集約される。

このうち, ②の要件に関連して, オルデンブルク高裁決定 (OLG Oldenburg Beschluß vom 19. Feb. 1999) は,養老施設法 14条1項の絶対的強行法規性を肯定するに当たって,同条項違反の遺言が BGB134 条の意味における無効であることを認定している。また学説では,有価証券取引法の規制条項の絶対的強行法規性を判断するに当たり,各規制条項の私法的効力の有無,具体的には不法行為損害が登場に据えられている。これら従来の裁判例を関係という民法上の効力発生の有無が受党説の見解を踏まえると,絶対的強行法規性の要件として,当該規範の違反が私法的効力を生ぜしめることを要求しているのは明らかである。

また、⑥の要件に関して、ドイツにおいても、国際的な適用意思が明文で表出されている場合は一部法律に限られており、大半の法律には国際的な適用意思を示す条項はには、個々の法律の目的や機能等に照らして知る。では、国際的な適用意思の有無を判断していかざるを得ないという困難に直面することになる。そして、国際的適用意思の有無を判断するために用いられるのが公益要件であり、上記の私法的効力の実現を担保するために公的な力の実現を担保するために公的対対を担保するために公かが重要なメルクマールになると考えられている。

②絶対的強行法規の適用要件

絶対的強行法規の適用要件は、事案が法規 範所属国と密接牽連性を有していることで ある。絶対的強行法規の適用に当たっては, 主観的要素 (subjektive Element) と空間的 要素 (räumliche Element) が要求されてき た。前者が適用意思を指すとすれば、後者は まさに密接内国牽連性を指し示していると 考えられる。従来内国牽連性の要件を不要と する見解もみられたが、現在ではこの要件の 存在を前提とする見解が大勢である。契約準 拠法の如何に拘わらず特定の内国法規範の 適用が肯定され得るのは, 具体的事案が当該 法規範所属国との関係において, 少なくとも 空間的に密接な関連性を有している場合に 限られるというのがその根拠である。しかし, 内国牽連性の要件に関しては,実際の事案に

おいてその充足を判断するのは容易なことではない。国際的な適用意思と同様に、絶対的強行法規の空間的適用範囲を明文で規定しないのが通常であり、如何なる前提が満たされれば絶対的強行法規の適用を認めるべきかは明確でない。結局のところ、具体的な事案に則して、自国とどの程度の関連性を有する事案であるかを丁寧に検証しつつ、内国法規を絶対的強行法規として適用するのが妥当か否かを個別具体的に判断していくほかに途はない。

(2)消費者・労働契約の特別規定との関係

従前には、EGBGB29 条において、消費者契約における準拠法の主観的法選択が消費者の常居所地法の強行法規の適用を排除し得ないと規定する一方で、EGBGB34 条では、同じく準拠法の主観的法選択が絶対的強行法規の特別連結を妨げない旨が規定されていたことから、両規定の重複関係について議論がなされてきた。

とりわけ両規定の重複適用を否定する学 説からは、絶対的強行法規の特別連結に抑制 的な理由として、①EGBGB34 条に規定する特 別連結は、当事者自治の例外をなすものであ り, 当事者の予測可能性を確保するためにも, 可能な限り抑制的な取扱いが求められるこ と, ②EGBGB29 条および 34 条がその起源を有 するローマ条約の目的は抵触法の統一を通 じた判決の調和にあるが、各国家が絶対的強 行法規の特別連結を過度に行うことは、こう したローマ条約の目的に背反する惧れがあ ること、③EGBGB29 条は消費者契約法にかか る基本的な局面を規律するものであるとの 評価がより強く意識されるべきであり, 29条 の適用領域に踏み込んで 34 条による特別連 結が行われるとすれば、このような 29 条の 位置付けとの間で摩擦が生じかねないこと, ④EGBGB29条が規律する領域において34条に 基づく特別連結を行うことにより,29条の規 定内容が空洞化する惧れがあること等が挙 げられていた。こうした見解は通常連結と特 別連結の相互排他性を主張し, 絶対的強行法 規の抑制的な適用を求めるスタンスに拠っ ていることから,絶対的強行法規性の要件で ある公益要件を相対的に厳格に解する立場 と親和性を有していた。

これに対して、通常連結と特別連結の重複を認める見解も比較的有力に提唱されていた。例えば、契約当事者間における構造的不平等の解消を目的とする実質法規を「特別私法(Sonderprivatrecht)」と称した上で、消費者契約の幾つかの類型および労働契約一般について特別連結が想定され得るとする見解はその代表例である。特別私法は絶対的強行法規とは異なり、常にEGBGB34条による特別連結の対象となるわけではないが、ロー

マ条約全体の体系を踏まえれば、EGBGB29条の適用範囲に含まれる国内の特別私法であっても、EGBGB34条に基づく特別連結の対象となり得るとの結論を導き出しており、絶対的強行法規の公益要件を相対的に緩やかに設定する立場と親和性を有していた。

(3)公序則との関係

絶対的強行法規と公序則の関係については, 両者間に本質的な差異を認めない見解があ る。例えば、A. Lüderitz 博士は、公序則を法 の適用結果を排除する消極的公序と国内実 質法の適用を貫徹させる積極的公序に区分 することに関して, 仮に消極的公序により外 国法の適用を排除した場合であっても法廷 地法による補充が求められることから、結局 のところそうした区分は然程有意義ではな いと結論付ける。こうした学説においては, EGBGB 6 条と 34 条が共に国家にとって不可欠 な価値・秩序に関する条項を体現していると して両者を同等のものとして位置付けてお り、究極的にいずれかが不要との結論に至る。 これに対して、両者の相違点を強調する見 解も存在するが、こうした見解にも実際には 様々な視点に着目したものがある。中でも, 適用スタンスの違いを指摘する見解や、両者 が取扱う法規範の質的な相違に着目した見 解は説得性を持ち得る議論である。前者の見 解の代表例として, U. Magnus 博士は, EGBGB 6 条は外的視点に立脚し外国法の適用結果の 受入れを判断するのに対して, EGBGB34 条は 内的視点に立脚し内国法の適用の拡張を図 っていることから,両者の規定は全く異なる 適用スタンスを有しており, 互いに独立して 存在していると主張する。また後者の見解の 代表例は D. Martiny 博士である。同博士は、 EGBGB34 条は契約準拠法の如何に拘わらず自 国の絶対的強行法規を適用することから,送 致にかかる通常の考え方を根本的に排除す るものとして位置付ける。そのうえで、同34 条に規定する絶対的強行法規が自動的に公 序としての性格を有するとまでは言えず、よ って EGBGB 6条が保護対象とするドイツ法秩 序の本質的な基本原則を必ずしも保護する ものではないとの見解を展開する。

この点、両規範の異同をどのように考えるべきか。まずもって、絶対的強行法規は、通常連結とは別の抵触法上のルートにより、準拠法が規律する実体関係と切り離される。公序則を発動すれば、その準拠法排除の結果として生じる法の欠缺を補充するために国内法を適用することになるが、絶対的強行法規の適用はこうした補充法の適用とは性格を異にする。それは、詳細は不明確であるにせよ、絶対的強行法規の適用を根拠付ける特別な抵触規定により連結が果たされている

ことを意味すると考えて差支えない。つまりは、公序則が実質法上の正義という視点に立脚し準拠外国法の適用結果を修正するのに対して、絶対的強行法規が抵触法上の正義に基づき、準拠外国法の適用結果や準拠外国法の妥当性を斟酌せずに適用される点に、両者の相違を求めることができると考えられる。

法規範の質的な相違や適用スタンスの違 いに着目する見解は結局のところ、こうした 両者の適用根拠となる視点・価値レベルの相 違に帰着する可能性がある。絶対的強行法規 が他の連結により指定される準拠法と同じ レベルにおいて,かつこれら他の準拠法と並 列的な立場にあって, ある実体関係の規律を 法廷地の抵触規定から命じられるのに対し て、公序則は抵触法上の連結を経て既に指定 された準拠法を実質法上の価値判断に基づ き排除する機能を有する。抵触法上の視点に 基づき適用が予定される絶対的強行法規と, 法廷地実質法の価値観に基づく公序則とで は, その根拠や存在意義が異なる以上, それ ぞれが対象とする法規範の範囲は必ずしも 一致しないと考えるのが適当である。また, 適用スタンスにおいても,絶対的強行法規が 抵触規定に基づく法選択プロセスを経て適 用が予定されるのに対して, 公序則が適用段 階における準拠法の排除という機能を有す る以上, 飽く迄印象の問題ではあるが, 抵触 法の視点から前者の積極的適用という側面 が強調されるのも首肯し得るところである。

(4)絶対的強行法規の連結政策

①通常連結と特別連結

抵触法では,単位法律関係毎に通常の連結 ルールに基づき準拠法が決定されるが、絶対 的強行法規の適用は通常連結ではなく,特別 連結に拠るものと考えられている。ドイツで は,特別連結に関連して,絶対的強行法規に は国際的な適用意思を有する実質法規とと もに、その制定国の一方的な抵触規定が盛り 込まれているとの見解が広く提唱されるに 至っている。こうした見解に拠れば、内国規 範の国際的な適用意思は, その規範に空間的 適用領域にかかる実質法上の制限が内在し ない限りにおいて, その絶対的強行法規自身 に対する抵触法上の適用命令を意味すると 考えられる。さらに、それは特別な規定とし て通常連結に優先し, かつ準拠実質法の如何 に拘らず当該絶対的強行法規の適用を命じ るものとして位置付けられている。

また,一般的な理解によれば,特別連結は 通常の準拠法決定ルールの外から私法的法 律関係を規律する抵触法上の処理である以 上,当該連結は当事者自治原則が妥当する国 際契約法の領域に限らず,客観的連結に拠る べきその他法領域も含めて広く渉外的法律 関係において問題となり得るものである。

②抵触法と実質法の協働

絶対的強行法規の適用に当たっては, @国際的な適用意思の問題(問題とされる法規範が準拠法に関係なく適用を求めるか), ⑤空間的適用範囲の画定の問題(いかなる地理的範囲において,絶対的強行法規が適用され得るか)という2つの問題を分離して論じる必要がある。

このうち、国際的な適用意思の問題(@)は、あくまで準拠実質法の如何にかかわらず 実体関係に適用されるべきとする法規範の 意思表明の問題であると考えれば、当該法規 範が属する実質法秩序の問題として捉えれ ば足りると考えられる。

これに対して,空間的適用範囲の画定の問 題(b)は、実質法と抵触法双方に関係する 問題として捉えることが可能である。特に, 絶対的強行法規の適用と準拠実質法の適用 とは代替的選択の関係にあり、そこにはある 実体関係を絶対的強行法規に拠らしめるか, あるいは近接する他の実体関係と纏めて準 拠法秩序に拠らしめるべきかという問題が 包含されている。絶対的強行法規の国際的強 行性はその制定国の実質法上の考慮に基づ き規定されるべきものであるが、このことは、 法廷地国がその制定国の判断に自動的に従 うことを意味するものではない。 法廷地国は, 絶対的強行法規の国際的適用意思に縛られ ることなく, 自国の抵触法に基づき独自の視 点から当該絶対的強行法規の存在に考慮を 払うか、またはどの程度考慮するかを決定し なければならず, 少なくともその限りで抵触 法上の関与がなされていると考えられる。

なお, 既に説明したとおり, ドイツでは, 絶対的強行法規には,国際的な適用意思を有 することにより、実質規範に付加して、隠れ た形で一方的な抵触規定が内包されている との見解が広範に支持されている。このよう なドイツにおける一般的理解は絶対的強行 法規の一方的な適用を命じる単純な抵触規 範を想定し,絶対的強行法規自身がその不文 の抵触規定をも内包するとの発想に立脚す るものである。しかしながら、その他の実質 規範はこうした構造を持たず、法廷地の抵触 規定に基づき準拠法としての指定を受ける のみである。果たして絶対的強行法規と他の 実質規範との内部構造に関するこうした相 違を如何なる根拠を以って正当化し得るの か疑問なしとしない。絶対的強行法規も抵触 法と実質法から構成される渉外的法律関係 にかかる法適用の枠組みの中で処理すべき 問題であることを踏まえつつ、絶対的強行法 規の適用に当たっては, 実質法と協同してや はり法廷地の抵触法が果たすべき役割を見 据え、その連結政策に関する具体的・実質的 な内容を探求することが重要である。絶対的 強行法規とても私法的法律関係を律すると

いう点では通常連結の対象となり得る他の 実質法規と同じであり、単に絶対的強行法規 が保護すべき法益が公益に裏打ちされたも のであるとの一事を以って、抵触法レベルに おける取扱い、および抵触規定の存在形式や 存在場所を異にするのであれば、それこそ実 質法的価値と抵触法的価値を混淆するもの であるとの批判が妥当するように思われる。

(5)得られた成果の位置付け

わが国では、絶対的強行法規の適用につい て,幾つかの先行研究はあるが,本研究は単 に海外の動向を紹介するに止まらず、わが国 抵触法体系において, この問題を如何に位置 付けるべきかを主題に据えて, 理論的な視点 から実施することとした。特に, 本研究の結 果, ①絶対的強行法規の適用は, 主観的連結 が妥当する領域で問題になるに止まらず、客 観的連結も含めた通常連結と対峙されるべ きものであること、②公序則や消費者・労働 契約の特別規定との関係で、絶対的強行法規 が理論的に異なる根拠に基づいていること, ③絶対的強行法規の適用に当たっては実質 法および抵触法双方が果たすべき役割を峻 別して議論する必要があること, 等が判明し た点に成果を見い出すことができる。

(6) 今後の展望

こうした3つの作業を通じて、今後も絶対 的強行法規の適用問題について調査分析を 行い、自身の見解をより体系的・網羅的なも のとするよう努めたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計16件)

①<u>嶋拓哉</u>, 法体系における介入規範の適用問題について-抵触法と実質法の協働という視点から, 国際私法年報, 査読有, 14 号,

2013年, 122-141頁

- ②<u>嶋拓哉</u>,国際的な不正競争行為を巡る法の 適用関係について-抵触法上の通常連結 と特別連結を巡って,知的財産法政策学研 究,査読無,37 号,2012 年,253-302 頁
- ③<u>嶋拓哉</u>,国際家族法の領域における絶対的 強行法規について-養老施設法 14 条を巡 るドイツ裁判例を中心に,北大法学論集, 査読無,62巻1号,2011年,217-244頁
- ④嶋拓哉,米国金融機関破綻処理手続の内国 効力の承認について一外国倒産承認援助 法と国際民事手続法的アプローチをめぐ る問題,国際商事法務,査読無,39 巻 12 号,2011年,1725-1738頁
- ⑤嶋拓哉, 国際的な投資取引を巡る国際裁判管轄権について-国際的共同不法行為の裁判管轄を中心に, 北大法学論集, 査読無, 61巻6号, 2011年, 388-426頁
- ⑥嶋拓哉,電子商取引訴訟の国際裁判管轄を 巡る米国判決の動向についてーわが国国 際裁判管轄法制の構築を見据えた解釈論 上の示唆,国際商事法務,査読無,38巻10 号,2010年,1371-1383頁
- ⑦嶋拓哉, わが国抵触法体系における利息制限法の位置付けに関する一考察-利息制限法の絶対的強行法規性を巡る議論 [5・完], 国際商事法務, 査読無, 38巻6号, 2010年, 779-786頁
- ⑧嶋拓哉,わが国抵触法体系における利息制限法の位置付けに関する一考察-利息制限法の絶対的強行法規性を巡る議論[4],国際商事法務,査読無,38巻4号,2010年,489-496頁

[学会発表](計1件)

- ①<u>嶋拓哉</u>, 法体系における介入規範の位置付け-実質法と抵触双方の視点から, 国際私法学会, 2011年5月15日, 成城大学
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

嶋 拓哉 (SHIMA TAKUYA) 北海道大学・大学院法学研究科・教授 研究者番号:80377613

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし